

永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第11号

永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年永平寺町条例第101号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第1項」の次に「または第10条の2」を加え、同条第4項第6号中「第1項」の次に「または第10条の2」を加え、同条第6項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。